

報道機関各位

市長公室危機管理担当

タイトル 自動録音電話機等購入補助の受付開始について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	自動録音電話機等購入補助の受付開始について
日時	受付期間：令和6年4月1日から令和7年1月24日まで
場所・住所	—
趣旨・目的（PRしたいこと）	<p>1. 趣旨 赤穂市では、振り込め詐欺をはじめとした、悪質な電話による特殊詐欺等の被害を未然に防止することを目的に、自動録音電話機等の防犯機能を有する機器を購入される方に、購入費の一部を補助します。 ※本事業は、兵庫県の特種詐欺被害に係る補助金を活用しています。</p> <p>2. 対象者 市内に居住する65歳以上の方がいる世帯</p> <p>3. 受付期間 令和6年4月1日（月）から令和7年1月24日（金）まで</p> <p>4. 対象機器 ○令和6年4月1日以降に購入したもの （オークションやフリマアプリ等を除く。） ○特殊詐欺対策機能を有する「自動録音電話機（固定電話機）」 ○固定電話機に設置する「外付け録音機」</p> <p>5. 補助額 対象機器の購入費について、次の額を上限に補助（千円未満切り捨て） ①自動録音電話機：10,000円 ②外付け録音機：5,000円</p>
問い合わせ先	部課係名：市長公室危機管理担当 担当者名：廣井・上杉 電話：0791-43-6866 内線（2363） FAX：0791-43-6892

○添付資料（有・無） ○ホームページへの掲載（有・無） ○議会報告（有・無）

赤穂市自動録音電話機等 購入補助のお知らせ

赤穂市では、振り込め詐欺をはじめとした、悪質な電話による特殊詐欺の被害を未然に防止することを目的に、自動録音電話機等の防犯機能を有する機器を購入された方に、購入費の一部を補助します。

※本事業は、兵庫県の特殊詐欺被害に係る補助金を活用しています。

【対象者】

市内に居住する65歳以上の方がいる世帯

※年齢基準：令和7年3月31日時点

【受付期間】

令和6年4月1日（月曜日）から令和7年1月24日（金曜日）まで

【対象機器】

- 令和6年4月1日以降に購入したもの（オークションやフリマアプリ等を除く。）
- 特殊詐欺対策機能を有する「①自動録音電話機（固定電話機）」
- 固定電話機に設置する「②外付け録音機」



①自動録音電話機（固定電話機）



②外付け録音機（固定電話機に設置）

※詳しくは、市ホームページまたは、下記サイトからご確認ください。
（公益財団法人全国防犯協会連合会：<https://www.bohan.or.jp/>）



市ホームページはこちら

【補助額】

対象機器の購入費について、次の額を上限に補助します。（千円未満切り捨て）

- ①自動録音電話機：10,000円
- ②外付け録音機：5,000円

【お問い合わせ・申請先】

〒678-0292 赤穂市加里屋81番地

市長公室 危機管理担当 TEL：0791-43-6866 FAX：0791-43-6892

※ 申請方法については、裏面をご覧ください。

補助金交付申請の流れ

1 交付申請（受付期間:令和6年4月1日から令和7年1月24日まで）

【市に申請書類を提出する】

自動録音電話機等の購入後、以下の書類を危機管理担当窓口へ提出してください。

（郵送不可）

＜申請書類＞

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・領収書その他支払いの明細が分かる書類
- ・品名・型式が分かる書類の写し（保証書など）
- ・補助対象者の本人確認書類の写し

※いずれか1つ（運転免許証または、マイナンバーカード）

※申請者と補助対象者が異なる場合は、申請者の本人確認書類の写しが必要です。

2 交付決定通知（書類審査後、危機管理担当より通知）

【申請者へ交付決定が通知される】

補助金交付決定通知書（様式第2号）等によりお知らせします。

※補助金交付決定通知書の発行は、1週間程度かかります。

3 請求（締め切り期限：令和7年2月7日（金曜日）まで）

【請求書類を提出する】

補助金交付決定の通知を受けた後、以下の書類を危機管理担当へ提出してください。

（郵送不可）

＜請求書類＞

- ・補助金請求書（様式第3号）
- ・振込先を確認できる通帳の写し

4 振込

請求書に基づき、市より申請者指定の口座へ振り込みます。

※補助金の振り込みは、1か月程度かかります。

申請様式は、危機管理担当窓口または、市ホームページでダウンロードできます。